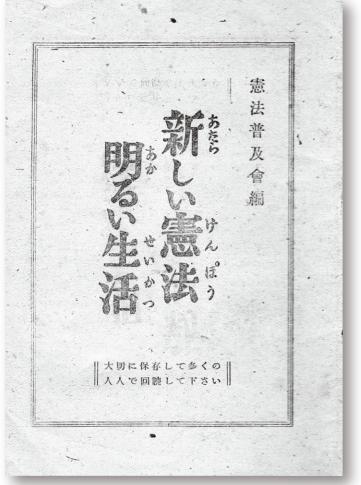
憲法普及会編(昭和二二年五月三日発行)

導があったといわれる。 とんどすべてを動員した活動が展開された。設立の背景には、日本政府 普及会が設立され、憲法公布後一年間にわたり、利用可能なメディアのほ が自ら普及活動を行うことが対外的に重要と考えたGHQの強力な指 国民生活の実際に浸透するよう啓発運動を行うこと」を目的として憲法 |九四六(昭和二1)年||1月|日、「新憲法の精神を普及徹底し、これを

講話』は五万部、『新しい憲法 明るい生活』は二〇〇〇万部発行された。 『新しい憲法 明るい生活』は、直接国民への普及を図るために刊行さ 全国の各家庭に配布された。『事業概要報告書』によると、『新憲法

http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryo/05/141shoshi.htm 国立国会図書館HP『日本国憲法の誕生資料と解説』より



い日本のために――発刊のことば

たものが新憲法である。 しい國の歩み方と明るい幸福な生活の標準とがなくてはならない。とれを定め 古い日本は影をひそめて、新しい日本が誕生した。生れかわつた日本には新

平和を愛する精神をもつて世界の諸國と交りをあつくするとと。 日本國民がお互いに人格を尊重するとと。民主主義を正しく実行するとと。

憲法は、日本人の進むべき大道をさし示したものであつて、われわれの日常生 間として生きがいのある生活をいとなむための根本精神でもある。まととに新 新憲法にもられたとれらのととは、すべて新日本の生きる道であり、また人

なり、肉となるように、その精神をいかしてゆかなければならない。実行がとわが國が生れかわつてよい國となるには、ぜひとも新憲法がわれわれの血と活の指針であり、日本國民の理想と抱負とをおりとんだ立派な法典である。

もなわない憲法は死んだ文章にすぎないのである。

する唯一の途である。今後われわれは平和の旗をかかげて、民主主義のいしず えの上に、文化の香り高い祖國を築きあげてゆかなければならない。 類の高い理想をいいあらわしたものであつて、平和世界の建設とそ日本が再生 新憲法が大たん率直に「われわれはもう戦争をしない」と宣言したととは、人 新憲法の施行に際し、本会がこの冊子を刊行したのもこの主旨からである。

昭和二十二年五月三日

憲法普及会会長一芦 Ш

◇生れかめる日本

九四七年)五月三日 昭和二十二年(1 それは私たち

期して実施されるのである。 間待ち望んでいた新憲法が、この日を 主主義政治というととを一口に説明す 大きな贈りものは民主主義である。民 日本の誕生目である。私たちが久しい 日本國民が永久に忘れてはならない新 新憲法が私たちに與えてくれた最も

れば「國民による、國民のための、

[國

新憲法の特色

してゆくのが民主主義である。 きめて法律で定めたこと、これを実行 ものが望むこと、多数のものがよいと によつてかえるととができる。多数の す力を持ち、政府も、役人も、私たち な憲法のもとでは國民が政治をうごか 民の政治」というととである。民主的

たため、一般國民は政治について教え は一部の人人が思うままに動かしてい ならない。特にわが國では今まで政治 しい判断を持つように心がけなければまずすべてのものごとをよく知り、正 まずすべてのものごとをよく知り、 私たちは民主主義を口にする前に、

るととも窮屈であつた。また自分の考 えをまとめるだけの勉强も られることが少く、自分の意見をのべ

に法律だけが新しくなっても、かんじ

んの頭の切りかえができなくては何の

役にも立たない。

争 2

足りなかつた。だから私た **5ととになったからである。** らばこれからは政治の責任 に学ぶ必要がある。なぜない 会として政治のととを熱心 ちは新憲法の実施をよい機 はすべて私たちみんながお

族制度も大きくかわつた。 に改めることになった。家 続いてきた古い因襲を大幅 女の地位も男と同等となつ 新憲法はわが國に長い間 (別前) 新

きれないほどかわつてくる。とのよう の他の法律によつてとまかい点は数え た。憲法に附属する民法そ

支配沙 法 とう。 い時代に生きぬいてゆ つた氣持で、との新し たちも今こそ生れかわ 生れかわる日本――私 新憲法と共に新しく

◇明るく平和な

2

憲法の目的である。新 するとと--とれが新 く不和な住みよい國に 私たちの日本を明る

憲法の前文にはこの目的が力强くのべ

てある。

政治を行うすきが多かつた。 りて、わがまま勝手にふるまい、悪い 天皇がお持ちになつていた。そのため 一部の軍人や重臣などが天皇の名をか 旧憲法では國の政治の最高の権限は

われなければならない。決して特別な 民全体が幸福な生活ができるように行 ために行われるのではないことが、は 地位にある人や、一部の少数の人人の た。從つて國の政治は何よりもまず國 力は國民全体にあることが明かにされ つきりと示されたのである。 新憲法では國の政治を行う大もとの

◇私たちの天皇

や権限をとの上なく重んじていたのが ような神話をもととして、天皇の地位 天皇は神様の子孫であるからという

今日までのゆき方であった。

ある。 うととが示されてある (第一條)。とれ 通の氣持をそのままあらわしたもので あり、國民結び合いの象徴であるとい は私たち國民全体の天皇にたいする共 新憲法では天皇は日本の國の象徴で

るというのが、そのおよその意味であ 櫻をみればなどやかな日本の春がわか 士山をみれば美しい日本の國が、また ありとわかるととをいうのである。富 または國民結び合いの実際の姿があり であつて、とれによつて関そのもの、 象徴というのは一つの「めじるし」

なり、政治の責任はすべて内閣、國会、 のいろいろの政治に當られないととと 新憲法では天皇は從來とは違つて國

> た。(第三條一第七條) の當られる國事は非常にすくなくなつ 以外の國家的な行事についても、天皇 最高裁判所がおうととになつた。政治

が國の國柄まですつる がかわつたので、わ たように思う人もあ かりかわつてしまつ ついての憲法の定め とのように天皇に 多

る。たしかに政治を うどかす力は私たち 特による結びつき、天皇を中心として たちの天皇にたいする尊敬と信頼の氣 の上では、ずい分かわつた。しかし點 國民のものであると 私たち國民が一つに結び合つていると いうととがはつきりと示されたし、形

るのである。 のであるから関係はかわらないといえ

いら昔からの國柄は少しもかわらな

◇もう戦争は

しない

最も大きな特色で つた。(第九條) あつて、とれほど 戦争をしないと誓 はもう二度と再び とれは新憲法の 私たち日本國民

世界にもその例がない。 はつきり平和主義を明かにした憲法は

和な世界をつくりたい。とのために私 たちは陸海空軍などの軍備をふりすて 私たちは戦争のない、ほんとちに不

あつた。しかし太平洋戦争の敗職は私 となつたのである。 たちを正しい道へ案内してくれる機会 は世界の平和と文化を破壞するのみで うな無謀な職いをいどんだ。その結果 備を大きくし、ついに太平洋戦争のよ 達するために國民生活を犠牲にして軍 権を握つていた者たちが、この目的を ふみ迷つてわた。殊に近年は政治の実 家の運命をのばそうという誤つた道に と、いままでの日本は武力によつて同 る。わが國の歴史をふりかえつでみろ ことを世界に向つて約束したのであ て、全くはだか身となつて平和を守る

御や科学や平和産業などによつて、文 と誓うばかりではたりない。進んで藝 てた日本は今後「もら戦争をしない」

> らの希望である。 ち國民の持つ大きな義務であり、心か に努めなければならない。それが私た 化國家として世界の一等國になるよう

日本の理想であり、私たちの誓いでな あらゆる努力を捧げよう。とれとそ新 のない世界」をつくり上げるために、 とれを忠実に実行するとともに「戦争 る。私たちは世界にさきがけて「戦争 二度と戦争の起らぬことを望んでい ければならない。 をしない」という大きな理想をかかげ、 世界のすべての國民は平和を愛し、

◇人はみんな平等だ

の奪さをおかされないことが人として 人としての母さ」をもつている。と 人はだれでもみんな生れながら

新憲法ですべての軍備を自らふりす

れる。 最も大切な権利であろう。新憲法は何 * りさきに、まずとの権利を興えてく

ととして十分な自由と権利とを與えて 東されている。新憲法はこの考えをも くれたのである。(第十三條) でもいろいろと考えてくれるように約 幸福な生活ができるように、政治の上 そして私たちの生命や自由を守り、

ちは自分の権利を守ることができると ともしばしばあつた。とれからは私た とかいう名目によつて、私たちは、 のために」とか「國民全体のために」 かされたり、権利をふみにじられたこ 部の政治権力を握る人人のために、働 んなの自由と幸福を何よりも大切に考 いうばかりでなく、國の政治は國民み 軍閥が政治を行つた時代には「國家

> えて行われることになった。 つたのである。(第十四條) 廃止されて國民はみな平等の時代とな るされないこととなった。華族制度も しいものだとか、そんな差別は一切ゆ 私たちよりえらいとか、女は男より卑 等であつて、あの人は家柄がいいから またすべての國民は法律上は全く平

◇義務と責任が大切

無暗やたらにとれをふり廻してはなら ない。私たちは自分の自由や権利をい の迷惑も考えずに勝手気ままにふるま ゆく義務がある。自由といつでも他人 多くの自由や権利を興えられたが、 らととではない。権利だからといつて 生懸命努力して、これを大切に守つて 私たちは新憲法によって、すいぶん

わせに役立つように使うととが大切で いつでもできるだけ多くの人人のしあ 争神社

ろう。私たちは権利や自由 くいものになつてしまうだ 今までよりも一そう住みに ととを忘れてはならない。 が常に義務と責任とを伴ら かりしていたなら世の中は はき違え自分勝手なことば を持たないで、民主主義を もしも各人がこの心がけ

◇自由のよろこび

あろうか。一口にいえば自 長い間私たちには、その自由さえも側 分の良心に従つて生きることである。 「自由」とはいつたい何で

憲法第 二十條

限されていた。私たちは何とかしても つと自由がほしいと願つていた。いま

その願いが果されたの

である。

宗教を信じなければい 宗教教育を行い、この るととは許されなくな けないなどといいつけ たちにたいして特別の じてもよい。政府が私 その他どんな宗教を信 スト教でも、佛教でも、 を持つてもよい(第十 九條)。耐道でも、キリ 私たちはどんな考え

どんな関体をつくつても自由である。 私たちは、どんな会合をやつても、 つた。(第二十條)

◇女も男と同権

一第二十三條)

て扱われがちであつた。人 男より一段と低いものとし 何のかわりもない。 としての怠さは、女も男と わが関では、とかく女は

わなければならぬことがあつた。しか、 自分がいやだと思つても親の意見に從 これまで結婚の場合など、

りものである。(第二十一條 が私たちに與えてくれた贈 とれらはいづれも新憲法

があつた場合だけに行われるので、自

することも自由になった。どんな職業

演説をしたり、新聞や雑誌を出したり

の自由もまた認められた。

をえらんでもいいし、学問

をさせられることのな 分の心に合わない結婚 いように定めてある。 また夫婦は同等の権

利を持ち、財産のこと となっていたわが頭の だけを重く扱い女を軽 けが特別に一家の中心 いようになった、(第一 んするということのな や相続のとどについて 十四條)。戸主や父親だ も、今までのように男

男女の平等を主服として家庭を皆むよ 制度もかわつて、お互いの人格を尊び むかしからの「家」の

らに改められた。

られるととはなくなつた。そのかわり して全く自分で 責任をおう 必要があ とれからの男女は結婚や夫婦生活に対 とのように 男と女は全く 平等にな いままでのような家族制度にしば

女の地位を生かすためには、日本の女 努力しなければならない。 はさらに一層その見識を深めるように たところがある。新憲法で高められた から、この大切な判断をする力にかけ 族のいらままになるととに慣れていた とくに日本の女は、いままで親や親

◇健康で明るい生活

る。乞食、浮浪者、ゆき倒れの病人な 世間を見わたすと不幸な人は澤山あ

> いよいよ多くなつてきた。 ど、とちいり気の毒な人人が戦争後は

てある。(第二十五條) 國民一人殘らず人間らしい生活のでき るように努めなければならないと定め めており、國は氣の毒な人人を助け、 化的な最低限度の生活を営むことを認 新憲法ではすべての國民は健康で文

あり、働きたい人に職を與えるととも 無理な働きをさせてはならない。(第一 國の仕事の一つとなつた。また兒童に また國民はすべて働く権利と義務が

もはじめて認められた権利である。(第 會社や工場の屋主に對して働く時間の ととや賃金のととなどをかけ合うこと 働く人々が團結して組合をつくり、

◇役人は公僕である

いたずらに警察や檢事局をこわがる必

とれからは悪いことをしない限り、

た。(第三十一條一第四十條)

れておいたり、むどい方法 や檢事局が國民を手続なし で取調べを行い、むりやり に捕えて幾日も留置場へ入 す、実際には最近まで警察 に自白させたりすることも 憲法に定めがあつたにもかかわら

賠償も求めることが出來るようになつ 禁じた。また罪を犯した者 扱いを受けた場合は國に對して損害の つた。もし間違つて罪人の 裁判を受けられるようにな も必ず速かに公平な公開の た不法なひどいことを固く 新憲法ではすべてこうし

治を行い、裁判所はこの法律を正しく

僕」となつた。 ◇國会は私たち

てくれる私たちの「公 人は國民の生活を守つ ばかりかとれからの役 要はなくなつた。それ

くつたり、内閣はとの法律によつて政 所の三つに分けられて をきめたり、法律をつ いる。國会は國の予算 みは國会と内閣と裁判 わが國の政治のしく

解釋してそれを実行するのである。

從つて國の最高の権力を握つている

種類をかえるととも國会が法律として

また新しい税金をとることや税金の

でと大差ないが、参議院はこれまでの す國の政治の一番の大もとである。 りたつている。衆議院の組織はこれま であるから、私たちは、とりもなおさ 國会の議員をえらぶのは、私たち國民 の立法機関である(第四十一條)。その ものは國会であつて、とれがただ一つ 國会は衆議院と参議院の二つから成 あるととを私たちは深く考えなければ 政治をにならものは結局は國民自身で えらばなければならない。そして國の ばんとうに信賴のできる立派な人物と きめなければやれない。(第八十三條-上もなく重いものであるから私たちは 第八十六條) とのように國会議員の任務は、との

◇總理大臣も私たちが

ならないのである。

貴族院が、皇族、華族および一部の特

権階級の人人からできていたのとちが

が指名してきめるのである。つまり總 る。總理大臣は國会議員の中から國会 である。その内閣の長は總理大臣であ 國の政治の責任をにならものは内閣

というととも関会できめる。

國の政治に必要な費用をどら使らか

するととになつた。(第四十二條—— たちが選擧によつて選んだ議員で組織 つて、衆議院と同じように、やはり私

> 理大臣も私たちが選ぶととになるわけ だ。(第六十七條)

ばならない。(第六十八條)、 し、その学数以上は國会議員でなけれ その他の國務大臣は總理大臣が任命

閣が任命するものであるけれども、と

つた。例えば最高裁判所の裁判官は内 とれを監視することができるようにな

れには私たち國民がよろしいと認める

行政は内閣によつて行われるものであ 対して責任をおうのであるが、一切の とのようにしてでぎた内閣は國会に

◇裁判所は憲法の番人

れを無効とすることができる。 違つて憲法にそむくような法律は、と のと定めた。最高裁判所はこれまでと 新憲法では司法権は裁判所で行うも

が、それと同時に國民と國会との力で よつて著しく高く重要なものとなつた とのように裁判所の地位は新憲法に

> 裁判官をやめさせることもできる。(第 が不適任であれば、國会によつてその ととが必要である。またもしも裁判官

◇知事も私たちが選擧

かりでなく、私たちの生活にとつて最 も身近かな都道府縣や市町村の行政か 民主主義の政治はただ中央の政治は

については何の定めもなかつた。そし て政府が都道府縣の知事を任命し、政 ら行われなければならない。 府のきめた中央の方針を地方に押しつ とれまでの憲法では地方行政のとと

行われるととは少かつた。 け、地方の実際の状態に合つた政治が

により行うことにきめられた。 たちの責任で自分たちの選んだ代表者 の政治は、その土地に住む人人が自分 そとで新憲法では都道府縣や市町村

してきめるとととなり、市町村長もま縣の知事は、とれからは私たちが選舉 の手で行われることとなった。との地 た私たちが直接に選擧するのである。 (第九十二條、第九十三條) こうして地方の政治も完全に私たち つまり東京都や北海道の長官、各府

方自治とそ民主政治のもとである。

◇私たちのおさめる日本

組を定め、また私たちや私たちの子孫 に対して大切な権利を約束してくれ とのように新憲法は新しい日本の骨

> めに、全力をつくすととを誓おらでは 國際平和の輝かしい精神を守りぬくた

てとの定めにもとずくものである。 であつて、他の法律や命令などもすべ た。この新憲法はわが國の最高の定め もとより前にのべたように國会や内

の手にあるのである。 の政治の一番大もとの力は私たち國民 閣や裁判所などがあつて、それぞれの 仕事を分担しているけれども、わが國

新憲法をつらぬいている民主政治と、 本の誕生を心から祝らとともに、との 守つてゆく心がけが大切である。 國民の一人一人が、との憲法を正しく 明るくするためには、 私たちは新憲法の実施を迎え、新日 るくするためには、何よりも私たち日本をよい國にし、私たちの生活を

12